

2019年10月消費税軽減税率制度スタート

～早めの準備が必要です!～

消費税率が2019年10月より現在の8%から10%に引き上げられますが、一定の商品・サービスについては軽減税率制度により8%になります。その対象となるのは、生活必需品である飲食料品と週2回以上発行で定期購読される新聞です。

ただし、全ての飲食料品が軽減税率の対象となるわけではなく、酒類や外食は対象外となります。**対象品目**の税率を正しく判断するためには、酒類の定義や外食の定義を把握しなければなりません。

また、実際に**価格表示**をどうするのか、**請求書**を含めた事務処理をどのように変更するか、これらを従業員が理解し対応していくための**従業員教育**の実施も検討してください。

刈谷商工会議所では、小冊子「**中小企業のための消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策**」をご用意しています。今一度、小冊子をご活用いただき、消費税軽減税率制度の正しい理解を図るとともに、自社にどのような影響があるかを把握し、準備を進めて頂く一助としてください。



問合せ先

刈谷商工会議所中小企業相談所 (0566) 21-0370

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模共済

検索